

○指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について

環境会発第 080620003 号

平成 20 年 6 月 20 日

大臣官房会計課長から環境省内各機関の長宛

指名停止等措置に係る苦情処理手続については、平成 18 年 5 月 23 日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、指名停止を苦情処理の対象に含めることとされたところである。

については、別紙のとおり「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」を定めるとともに、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号）、「環境省入札監視委員会の設置及び運営について」（平成 14 年 4 月 1 日付け環境会第 225-3 号）及び「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会規則」（平成 19 年 1 月 30 日付け大臣官房長決裁）の一部を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

(別 紙)

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第 1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

一 「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下単に「指名停止」という。）

二 措置要領第 10 の警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第 2 部局長（措置要領第 1 第 1 項の部局長をいう。以下同じ。）は、措置要領第 6 第 1 項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

2 部局長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第3 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による書面には、次に掲げる次項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 指名停止 当該指名停止の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第4 部局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部局長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第5 部局長は、苦情の申立てがあった場合、次に該当するものと認められるときは、その申立てを却下することができる。

- ・第3第1項に定める申立要件に該当する者でないこと。
- ・申立期間が徒過していること。
- ・所定の事項が記載されている書面による申立てが行われていないこと。
- ・その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるもの。

2 前項に規定する苦情の申立ての却下は、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、申立者に書面で通知するものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第6 第4第1項の規定による回答又は第5第1項の規定による却下をする場合には、第4第1項又は第5第1項の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(再苦情申立て)

第7 第4第1項の規定による回答又は第5第1項の規定による却下に不服があ

る者は、書面により、大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）に対して再苦情の申立てをすることができる。

- 2 再苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - 一 指名停止 当該指名停止の期間内（第4第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）
 - 二 警告等 第4第1項の回答の翌日から起算して2週間以内
- 3 会計課長は、再苦情の申立てがあったときは、工事及び建設コンサルタント等に係るものは「環境省入札監視委員会の設置及び運営について」（平成14年4月1日付け環境会第225-3号。以下「入札監視委員会通達」という。）により設置される入札監視委員会に対し、製造等の請負及び物品の購入等に係るものは「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会規則」（平成19年11月30日付け大臣官房長決裁。以下「契約適正化監視等委員会規則」という。）により設置される物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会に対し、速やかに審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

- 第8 会計課長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会又は物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。
- 2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - 一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
 - 二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い講じようとしている措置の概要

（再苦情申立ての却下）

- 第9 第5の規定は、再苦情申立ての却下について準用する。

附 則

この通知は、平成20年7月1日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。